

指定通所介護事業所等の設備を利用し宿泊サービスを提供する事業に関する質疑応答

	質 問	回 答
1	指定通所介護事業所等の利用者ではない者から利用申込があった場合に、宿泊サービスを提供してもいいか。	指定通所介護事業所等の利用者に対する宿泊サービスであるため、当該指定通所介護事業所の利用者ではない者を宿泊させることは適切ではない。
2	長期間に渡って宿泊サービスを提供しても良いか。	宿泊サービスは、緊急時又は短期的な利用に限って、提供されるものであるため適切ではない。なお、利用者の家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合は、入所系サービスへの切り換え等を含めて指定居宅介護支援事業所と密接に連携を図る必要がある。
3	責任者は、指定通所介護事業所等の管理者が務めなければならないのか。	宿泊サービスについての責任者であるため、指定通所介護事業所等の管理者である必要はないが、緊急時の対応など、宿泊サービスの提供について責任を持つ者であること。
4	個室である宿泊室の設えはどのようなものか。	界壁又は天井まで支柱を通したパーティション(固定されて、容易には動かせないパーティション)で区切られた個室であること。 また、個室の面積は内法で7.43㎡以上であること。
5	個室以外の宿泊室の設えはどのようなものか。	利用者同士の視線が遮られるパーティションや家具等で区切られた部屋である。よって、視線が遮られない高さのパーティションや家具等は認められない。また、パーティションや家具等はベッドを囲むように設置されていなければならない。
6	個室以外の宿泊室をカーテンで区切ることは認められるか。	カーテンにより区切ることは、プライバシーが確保されておらず認められない。
7	宿泊サービス計画とはどのようなものか。	指定通所介護事業所等で作成されている通所介護計画に類似したものを想定しており、宿泊サービスを通じて提供するサービス(食事、入浴等)の内容及び提供に当たっての留意事項等を盛り込む必要がある。

指定通所介護事業所等の設備を利用し宿泊サービスを提供する事業に関する質疑応答

	質 問	回 答
8	<p>宿泊サービスを開始する際の届出(開始届)はどのように行えばよいか。</p>	<p>開始届は次の手順で行う。 「生活支援情報サービスかながわ」にアクセスし、宿泊サービス事業所としてID(メールアドレス)、パスワードを登録する。 登録したメールアドレスにメールが配信されるため、メール内に記載されているURLをクリックする。 開かれたページにID(メールアドレス)、パスワードを入力し、ログインをする。 「相模原市」を選択し、事業所番号(既に通所介護事業所等の指定を受けている場合)を入力し、サービス種別を選択する。 届出に必要な事項を入力し、登録内容の確認を行う。 入力した情報のPDFファイルが作成されるため、それを印刷する。 印刷した届出書に法人代表者印を捺印し、必要な書類を添えて相模原市高齢政策課に提出する。</p>
9	<p>宿泊サービスを開始する際の届出(開始届)に添付する運営規程は、指定通所介護事業所等の運営規程を添付すればよいか。</p>	<p>開始届に添付する運営規程は、宿泊サービスの運営規程であり、盛り込むべき事項については、指針10を参照すること。</p>
10	<p>宿泊サービスを開始する際の届出(開始届)に添付する写真はどのようなものか。</p>	<p>全ての宿泊室の写真が必要になる。個室以外の場合は、ベッドやパーティション等の配置がわかる写真にすること。</p>
11	<p>宿泊サービスを開始する際の届出(開始届)の内容を修正したい。</p>	<p>届出の内容を修正する場合は、「生活支援情報サービスかながわ」にログインして修正する。修正の際は、高齢政策課の承認が必要になるため問い合わせをいただきたい。</p>
12	<p>宿泊サービスを開始する際の届出を提出し、高齢政策課に受理された。その後、届出内容に変更が生じたがその手続きはどのように行えばよいか。</p>	<p>変更届の提出は、「生活支援情報サービスかながわ」にログインして行う。ログイン後に変更事項を入力し、その情報(変更届)がPDFファイルで表示されるため、それを印刷、法人代表者印を捺印し、必要な書類を添えて相模原市高齢政策課に提出する。</p>
13	<p>指定通所介護事業所等の営業時間とサービス提供時間が異なる場合、宿泊サービスの開始及び終了時間はどうなるのか。</p>	<p>指定通所介護事業所等のサービス提供の終了時間が宿泊サービスの開始時間となり、指定通所介護事業所等のサービス提供の開始時間が宿泊サービスの終了時間となる。</p>
14	<p>非常災害対策について、指針では定期的に避難、救出訓練を行うこととなっているが当該訓練は、指定通所介護事業所等と合同の実施でも良いか。</p>	<p>指定通所介護事業所等との合同実施で良い。ただし、日中と夜間で異なる時間帯を想定した訓練を計画的に実施すること。</p>